

平成24年12月20日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成24年(ワ)第2053号 損害賠償等請求事件

(口頭弁論終結日 平成24年11月1日)

判 決

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 原告の被告合同会社ミニツカンパニーに対する請求を棄却する。
- 2 原告の株式会社ゆうちょ銀行に対する訴えを却下する。
- 3 訴訟費用は原告の負担とする。

事 實

第1 当事者の求めた裁判

1 請求の趣旨

- (1) 被告合同会社ミニツカンパニーは、原告に対し、金1億1220万円及びこれに対する平成24年6月25日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (2) 被告株式会社ゆうちょ銀行は、原告に対し、金440万6685円及びこれに対する平成24年2月16日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。
- (3) 訴訟費用は被告らの負担とする。
- (4) 仮執行宣言

2 請求の趣旨に対する答弁

(被告合同会社ミニツカンパニー)

主文同旨

(被告株式会社ゆうちょ銀行)

- (1) 原告の請求を棄却する。
- (2) 主文3項同旨

(3) 担保を条件とする仮執行免脱宣言

第2 当事者の主張

1 請求原因

(1) 事実経過

ア 原告は、以前未公開株商法の被害に遭い、ドーマー株式会社（以下「訴外ドーマー」という。）の株式を1株25万円で5株（125万円）購入していた。

イ 原告は、平成23年10月11日頃、名興マネジメントの「小林」と称する者（以下「訴外小林」という。）から、「訴外ドーマーの未公開株を持っていれば1株30万円で買い取ります。ただし、訴外合同会社サンパワー（以下「訴外サンパワー」という。）から権利書を買ってもらいたい。買ってもらった権利書は後でこちらが同額で買い取りますので損はしません。」などと申し向ける電話が原告宅にあったことから、新しく権利書を購入する必要があるとしても、それも後に同額で買い取ってもらえるのであれば損も出ず、訴外ドーマーの未公開株を1株30万円で買い取ってもらえるのであれば、損を取り戻せるものと誤信して、権利書なるものを購入することとした。

ウ 原告は、平成23年10月12日10時20分、権利書なるものの購入代金を送金するため、別紙送金履歴番号1記載のとおり、被告株式会社ゆうちょ銀行（以下「被告ゆうちょ銀行」という。）の訴外サンパワー名義の口座に50万円を送金した。

エ なお、原告は、訴外小林から「送金する際には訴外サンパワーの『サワダ』と称する者（以下「訴外サワダ」という。）に架電して、送金先を確認するよう」に指示を受けていたので、送金にあたって、訴外サワダに送金先を確認してから送金した（なお、原告は、下記全ての送金において、送金先口座の確認は訴外サワダに対して行った。）。

オ 原告による送金後、訴外サンパワーの代表者又は被用者は、訴外サングリーン株式会社（以下「訴外サングリーン」という。）に対して、原告から送金があつ

た事實を告げ、訴外サングリーンで従事していた訴外崎山■（以下「訴外崎山」という。）らは、原告が送金した額分の訴外サングリーンの転換社債型新株予約権付社債券を原告宅に送付した（なお、平成23年12月15日の送金まで、送金をするたびに同額の訴外サングリーンの社債券が原告宅へ送付された。）。

カ 訴外小林は、その後も、原告に対し、繰り返し「もっと権利書を購入しないと訴外ドーマーが名義変更に応じないので、もう少し購入してもらいたい。購入した権利書は後でこちらで同額で買い取る。なお、名興マネジメントから権利書の購入を希望している金子という投資家がいるので、間違いなく買い取ります。」などとしつこく追加購入を迫った。

キ 原告は、「金子」と称する者（以下「訴外金子」という。）の電話番号を開いたので、同人に電話をかけて確認したところ、同人から、「私が間違いなく名興マネジメントから権利書を買い取ります。」と言われたことから、権利書なるものを追加購入しても同額で買い取ってもらえるので損が出ることないと誤信して、別紙送金履歴の番号2ないし9記載のとおり、次々と追加で権利書なるものの購入資金を送金した。

ク 原告は、平成23年10月26日、訴外小林から、「訴外ドーマーの名義変更で二重取引が発生した。訴外ドーマーの未公開株を買い取り、名義変更をするには追加で380万円分の転換証書が必要になる。」との連絡があり、さらに、同日、訴外小林の父親の「小林■」と称する者（以下「訴外小林■」といふ。）から、「これまでに支払った転換証書（権利書）の代金と、新たに必要になる380万円の転換証書代金は、私が責任を持って弁償する。」旨のFAXがあったことから、訴外小林■が「間違いなく弁償する」と約束するのであれば間違いないだろうと誤信して、別紙送金履歴番号10記載のとおり、更に380万円を指定された被告ゆうちょ銀行の訴外サンパワーナミの口座に送金した。

ケ 原告は、平成23年10月27日、訴外小林から、「訴外ドーマーの名義変更で二重取引の内容が、三重に絡み合ってしまった。訴外ドーマーの未公開株を買

い取り、名義変更をするには追加で380万円分の転換証書が必要になる。」との連絡が原告宛にあり、さらに、同日、訴外小林■から、「息子の間違いは遺憾である。これまでに支払った転換証書（権利書）代金と、新たに必要になる380万円の転換証書代金は、私が責任を持って弁償する。」旨の連絡があつたことから、訴外小林■が「責任を持って弁償する」というのであれば間違いないだろうと誤信して、別紙送金履歴番号11ないし13記載のとおり、更に380万円を指定された被告ゆうちょ銀行の訴外サンパワー名義の口座に送金した。

コ 原告は、平成23年10月31日、訴外小林から、「10月26日、28日に発行した合計760万円の転換証書が10月を跨いでしまうため無効になる。訴外ドーマーの未公開株を買い取り、名義変更をするには追加で760万円分の転換証書が必要になる。」との連絡が原告宛にあり、さらに、同日、訴外小林■から、「新たに760万円の転換証書が必要になってしまった現状に対し大変遺憾に思います。もし今回失敗してしまった場合、私が取引金額（転換証書代金：これまでに支払った転換証書代金1680万円+今回支払う転換証書代金760万円=2,440万円、訴外ドーマーの買い取り代金135万円）に迷惑料（上記の各50%）を上乗せして支払う。手数料を含め総額3902万5000円を支払う。」旨のFAXがあつたことから、訴外小林■が「迷惑料を加えて弁償する。」というのであれば間違いないだろうと誤信して、別紙送金履歴番号14ないし16記載のとおり、更に450万円を指定された被告ゆうちょ銀行の訴外株式会社福富（以下「訴外福富」という。）名義の口座に送金した（なお、原告は、残額（210万円）について訴外金子の父親の金子■と称する者（以下「訴外金子■」といふ。）が払うと聞かされていた。）。

訴外サワダは、上記送金にあたり、原告に対し、「もう合同会社サンパワーには枠がないので、訴外福富に送金してください。」という指示をした。

サ 原告は、平成23年11月4日、訴外小林から、「あと760万円を支払ったら、必ず訴外ドーマーの未公開株の買い取りとこれまで購入した転換証書の買い

取りをする。」旨の電話があり、さらに、同日午後零時38分、名興マネジメントから「平成23年11月4日15時30分までに760万円の振り込みがあれば、同日中に取引（上記内容）を必ず遂行する。もし取引ができないければ、これまでの転換証書代金を11月7日15時までに一括で返金する。」旨の「確約証明書」なる文書が原告宅にFAX送信されたことから、同記載内容を認信して、別紙送金履歴番号17記載のとおり、更に210万円を指定された被告ゆうちょ銀行の訴外福富名義の口座に送金した（なお、原告は、残額の550万円については訴外金子■が払うと聞かされた。）。

シ　原告は、上記送金を行ったにもかかわらず約束どおりの買取りが行われなかつたことから不安に思い、訴外金子に相談の電話をしたところ、同人から、「名興マネジメントはあてにならないので、うちの行政書士の三木に手続きを任せよう。三木に頼めば訴外ドーマーの未公開株の名義変更もできるし、これまで支払った転換証書の代金を取り返すこともできる。」と申し向けられ、そこで、行政書士であるという三木（以下「訴外三木」という。）と話をしたところ、「訴外ドーマーの未公開株の名義変更を行い、転換証書の代金を取り返すためには費用が必要である。」と申し向けられたことから、これを認信して、別紙送金履歴番号18ないし24記載のとおり、指定された被告ゆうちょ銀行の訴外福富名義の口座に入金を繰り返した。

ス　原告は、上記送金を行ったにもかかわらず一向に訴外ドーマーの未公開株の買取りも、支払った転換証書の代金の回収も奏功しなかつたことから不安に思い、訴外金子に再度相談の電話をしたところ、同人から、「それでは、うちの顧問弁護士の長谷川■を紹介する。弁護士に頼めばこれまで支払った転換証書の代金を取り返すことができる。」と申し向けられ、弁護士であるという長谷川■（以下「訴外長谷川」という。）と話をしたところ、「転換証書の代金を取り返すためには口座を凍結しなければならない。口座を凍結するには費用が必要である。」と申し向けられ、その後、更に「口座を凍結したら凍結口座に1億7000万円

が入金されていたが、相手が口座凍結解除の手を打ってきた。これに対処するためには再度凍結が必要になるがそのためには費用がかかる。」などと申し向けられ、これら申し向けられた虚偽の事実を誤信して、別紙送金履歴番号25ないし40記載のとおり、更に指定された被告ゆうちょ銀行の訴外福富名義の口座、同銀行の訴外エース投資事業有限責任組合名義の口座、同銀行の訴外ネクスト投資事業有限責任組合名義の口座、三井住友銀行天神町支店の訴外いいろはトラスト開発合同会社名義の普通預金口座及び北海道銀行澄川支店の訴外合同会社ノースデザイン名義の普通預金口座に入金を繰り返した。

ただし、別紙送金履歴番号40については、金融機関により送金が組み戻され、被害発生が防止された。

セ 原告は、平成24年1月12日、原告代理人弁護士太田賢志に対し、本件損害賠償請求等を委任した。

ソ 訴外合同会社グリーンデザイン（以下「訴外グリーンデザイン」という。）名義の貯金口座（記号10160、口座番号41916601）及び被告合同会社ミニッツカンパニー（以下「被告ミニッツカンパニー」という。）名義の貯金口座（記号10130、口座番号21183491）が、いずれも訴外福富の犯罪利用口座に資金を移転した元の口座であることを理由に口座が凍結された。

タ 訴外福富は、原告から自らの預金口座に送金された金銭を、訴外グリーンデザイン名義の貯金口座及び被告ミニッツカンパニーナミ義の貯金口座に移転させ、違法収益の隠匿を図った。

(2) 責任原因

ア 訴外グリーンデザイン

訴外グリーンデザインの代表者又は被用者は、本件詐欺の完遂に必要不可欠なマネーロンダリングシステムの構築及び提供行為を行った。

イ 被告ミニッツカンパニー

被告ミニッツカンパニーの代表者又は被用者は、本件詐欺の完遂に必要不可欠なマネーロンダリングシステムの構築及び提供行為を行った。

(3) 損害

ア 損害金 1億0200万円

イ 弁護士費用 1020万円

(4) 被代位債権

ア 訴外グリーンデザイン

訴外グリーンデザインは、被告ゆうちょ銀行に対し、250万0085円の貯金返還請求権を有している。

イ 被告ミニッツカンパニー

被告ミニッツカンパニーは、被告ゆうちょ銀行に対し、190万6600円の貯金返還請求権を有している。

(5) 無資力

ア 訴外グリーンデザイン

訴外グリーンデザインは、原告を含め多数の詐欺の被害者に対し、多額の損害賠償債務を負っており、他方、上記(4)アの貯金返還請求権の他に見るべき財産はないから、無資力である。

イ 被告ミニッツカンパニー

被告ミニッツカンパニーは、原告を含め多数の詐欺の被害者に対し、多額の損害賠償債務を負っており、他方、上記(4)イの貯金返還請求権の他に見るべき財産はないから、無資力である。

(6) よって、原告は、被告ミニッツカンパニーに対し、共同不法行為に基づき、上記損害金合計1億1220万円及びこれに対する不法行為後である平成24年6月25日（訴状送達日の翌日）から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を、被告ゆうちょ銀行に対し、訴外グリーンデザイン及び被告ミニッツカンパニーが被告ゆうちょ銀行に対して有する貯金返還請求権を

代位行使し、合計440万6685円及びこれに対する請求日の翌日である同年2月16日（訴状送達日の翌日）から支払済みまで商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の支払を求める。

2 請求原因に対する認否

（被告ミニッツカンパニー）

請求原因はいずれも知らない。

（被告ゆうちょ銀行）

(1) 請求原因(1)のうち、ソ及び別紙送金履歴番号1ないし7、9ないし37記載の各送金の事実は認め、その余は知らない。

(2) 請求原因(2)ないし(5)はいずれも知らない。

理 由

1 事実経過について

(1) 請求原因(1)のうち、ソ及び別紙送金履歴番号1ないし7、9ないし37記載の各送金の事実については、原告と被告ゆうちょ銀行との間で争いがない。

(2) 証拠（甲第1ないし第40号証、第41号証の1ないし26、第42ないし第52、第55、第56号証）及び弁論の全趣旨によれば、請求原因(1)アないしエ、カないしソの各事実がいずれも認められる。

なお、請求原因(1)オについては、原告による送金後、訴外「サワダ」が訴外サングリーンに対して、原告から送金があった事実を告げ、訴外サングリーンに従事していた訴外崎山らが、原告が送金した額分の訴外サングリーンの転換社債型新株予約権付社債券を原告宅に送付した（なお、平成23年12月15日の送金まで、送金をするたびに同額の訴外サングリーンの社債券が原告宅へ送付された。）事実が認められるが、訴外「サワダ」が訴外サンパワーの代表者又は被用者であったものと認めるに足りる証拠はなく、他に、訴外サンパワーの代表者又は被用者が、訴外サングリーンに対して、原告から送金があった事実を告げたものと認めるに足りる証拠はない。

また、請求原因(1)タの事実を認めるに足りる証拠はない。

2 責任原因について

(1) 訴外グリーンデザインについて

原告は、訴外グリーンデザインの代表者又は被用者が、本件詐欺の完遂に必要不可欠なマネーロンダリングシステムの構築及び提供行為を行った旨主張する。

しかしながら、本件全証拠によても、訴外グリーンデザインの代表者又は被用者が、原告の被った損害と相当因果関係のあるマネーロンダリングシステムの構築及び提供行為を行ったものと認めるに足りないから、原告の上記主張は採用することができない。

(2) 被告ミニッツカンパニーについて

原告は、被告ミニッツカンパニーの代表者又は被用者が、本件詐欺の完遂に必要不可欠なマネーロンダリングシステムの構築及び提供行為を行った旨主張する。

しかしながら、本件全証拠によても、被告ミニッツカンパニーの代表者又は被用者が、原告の被った損害と相当因果関係のあるマネーロンダリングシステムの構築及び提供行為を行ったものと認めるに足りないから、原告の上記主張は採用することができない。

3 以上によれば、原告の被告ミニッツカンパニーに対する本訴請求は、理由がないからこれを棄却し、原告のゆうちょ銀行に対する訴えは、被保全債権の存在を欠き、不適法であるからこれを却下し、訴訟費用の負担につき民訴法61条を適用して、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第10部

裁判官 堀田国

(別紙)

当事者目録

原 告

同訴訟代理人弁護士
同
同
同
同
同

荒 井 哲 朗
浅 井 淳 子
太 田 賢 志
佐 藤 順 子
五 反 章 裕

東京都中野区上高田2-16-15-206号(商業登記簿上の本店所在地)

被 告

同代表者代表社員

東京都千代田区丸の内二丁目3番2号

合同会社ミニッツカンパニー

島 田

被 告

同代表者代表執行役

同訴訟代理人弁護士

同

同

同

同

同

同

同

株式会社ゆうちょ銀行

川

篠

渡

古

石

鈴

奥

木

原

連 郎

一 洋 雄

一 晴 哲

川 川

木 木

木 哲

原 珑

谷 太

谷 武

希

別紙

別紙送金履歴

番号	年月日	送金取扱時間	送金額	送金先口座	送金先名義人
1	平成23年10月12日	10時20分	¥500,000	ゆうちょ銀行 018支店 普通口座 口座番号 5636065	合同会社サンパワー
2	平成23年10月12日	12時58分	¥1,000,000	ゆうちょ銀行 018支店 普通口座 口座番号 5636065	合同会社サンパワー
3	平成23年10月18日		¥1,500,000	ゆうちょ銀行 018支店 普通口座 口座番号 5636065	合同会社サンパワー
4	平成23年10月20日		¥1,500,000	ゆうちょ銀行 018支店 普通口座 口座番号 5636065	合同会社サンパワー
5	平成23年10月20日		¥1,500,000	ゆうちょ銀行 018支店 普通口座 口座番号 5636065	合同会社サンパワー
6	平成23年10月21日	14時39分	¥1,000,000	ゆうちょ銀行 記号10120 番号56360651	合同会社サンパワー
7	平成23年10月21日	15時22分	¥700,000	ゆうちょ銀行 記号10120 番号56360651	合同会社サンパワー
8	平成23年10月25日		¥500,000	ゆうちょ銀行 018支店 普通口座 口座番号 5636065	合同会社サンパワー
9	平成23年10月25日		¥1,000,000	ゆうちょ銀行 018支店 普通口座 口座番号 5636065	合同会社サンパワー
10	平成23年10月26日	13時44分	¥3,800,000	ゆうちょ銀行 記号10120 番号56360651	合同会社サンパワー
11	平成23年10月28日	9時46分	¥2,000,000	ゆうちょ銀行 018支店 普通口座 口座番号 5636065	合同会社サンパワー
12	平成23年10月28日		¥500,000	ゆうちょ銀行 記号10120 番号56360651	合同会社サンパワー
13	平成23年10月28日		¥1,300,000	ゆうちょ銀行 018支店 普通口座 口座番号 5636065	合同会社サンパワー

別紙送金履歴

14	平成23年10月31日	14時33分	¥1,500,000	ゆうちょ銀行 記号10240 番号97429471	株式会社福富
15	平成23年11月1日	10時57分	¥1,500,000	ゆうちょ銀行 記号10240 番号97429471	株式会社福富
16	平成23年11月1日	14時56分	¥1,500,000	ゆうちょ銀行 記号10240 番号97429471	株式会社福富
17	平成23年11月4日	13時38分	¥2,100,000	ゆうちょ銀行 記号10240 番号97429471	株式会社福富
18	平成23年11月9日	10時33分	¥3,800,000	ゆうちょ銀行 記号10240 番号97429471	株式会社福富
19	平成23年11月9日	12時28分	¥3,000,000	ゆうちょ銀行 記号10240 番号97429471	株式会社福富
20	平成23年11月9日	14時24分	¥1,500,000	ゆうちょ銀行 記号10240 番号97429471	株式会社福富
21	平成23年11月10日	11時15分	¥3,800,000	ゆうちょ銀行 記号10240 番号97429471	株式会社福富
22	平成23年11月10日	13時22分	¥1,500,000	ゆうちょ銀行 記号10240 番号97429471	株式会社福富
23	平成23年11月11日	12時09分	¥3,000,000	ゆうちょ銀行 記号10240 番号97429471	株式会社福富
24	平成23年11月11日	14時09分	¥1,000,000	ゆうちょ銀行 記号10240 番号97429471	株式会社福富
25	平成23年11月14日	12時37分	¥3,800,000	ゆうちょ銀行 記号10240 番号97429471	株式会社福富
26	平成23年11月16日	12時08分	¥3,000,000	ゆうちょ銀行 記号10240 番号97429471	株式会社福富
27	平成23年11月16日	10時14分	¥6,800,000	ゆうちょ銀行 記号10240 番号97429471	株式会社福富
28	平成23年11月17日	13時30分	¥1,900,000	ゆうちょ銀行 記号10240 番号97429471	株式会社福富
29	平成23年11月21日	11時58分	¥1,300,000	ゆうちょ銀行 記号10240 番号97429471	株式会社福富
30	平成23年11月21日	14時04分	¥1,500,000	ゆうちょ銀行 記号10240 番号97429471	株式会社福富
31	平成23年11月24日	12時38分	¥2,500,000	ゆうちょ銀行 記号10250 番号43370591	株式会社福富
32	平成23年11月25日	13時22分	¥6,200,000	ゆうちょ銀行 記号10250 番号43370591	株式会社福富

別紙送金履歴

33	平成23年11月28日	14時26分	¥6,200,000	ゆうちょ銀行 記号10250 番号43370591	株式会社福富
34	平成23年11月29日	12時56分	¥3,000,000	ゆうちょ銀行 記号10250 番号43370591	株式会社福富
35	平成23年12月1日	10時34分	¥6,200,000	ゆうちょ銀行 記号10250 番号43370591	株式会社福富
36	平成23年12月7日	11時44分	¥3,000,000	ゆうちょ銀行 記号10560 番号35353521	エース投資事業有限責任組合
37	平成23年12月12日	15時49分	¥6,000,000	ゆうちょ銀行 記号10560 番号21137361	ネクスト投資事業有限責任組合
38	平成23年12月15日	11時37分	¥4,800,000	三井住友銀行 天神町支店 普通口座 口座番号1821011	イロハ・トラスト・カイハツゴ ウドウガイシャ
39	平成23年12月16日	11時09分	¥4,800,000	北海道銀行 澄川支店 普通口座 口座番号916205	合同会社ノースデザイン
40	平成23年12月19日	10時46分	¥3,000,000	北海道銀行 澄川支店 普通口座 口座番号916205	合同会社ノースデザイン
合 計			¥105,000,000		

これは正本である。

平成 24 年 12 月 20 日

東京地方裁判所民事第 10 部

裁判所書記官

赤嶺和

